

## 「専利審査指南改正草案（意見募集稿）」に関する意見

意見項目	修正提案	修正理由
第一部分 第三章 4.2.2 製 図	「 <u>シャドー線、指示線、点線、中心線、寸法線、鎖線</u> などで意匠の形状を表示してはならない。」 と「シャドー線」及び「など」を削除することを希望する。（下線部が修正箇所）	「シャドー線」は意匠の立体的な形状（曲面のふくらみ等）の表示に適しているため、今回削除された他の種類の線と同様にシャドー線による意匠の形状の表示も可能とすることを希望する。 なお、「4.2.2 製図」及び「4.4.2 意匠図面又は写真」からすると、「鎖線」は”意匠の形状の表示”には用いることができないが、部分意匠における”境界線”としては使用可能であると理解することができるが、不明確であるため、「鎖線」の使い分けについて明示していただきたい。 （参考） 4.4.2 意匠図面又は写真 「必要に応じて、部分意匠における保護を求める部分とその他の部分との境界線を鎖線で表示しなければならない。」
第一部分 第三章 4.2.2 製 図	「 <u>図面は意匠を明確に表示していなければならない。</u> 」 の部分について、当該記載は削除されるべきではなく、以下のように復活させるべきと考える。（下線部が修正箇所） 「 <u>図面は、意匠登録を受けようとする部分を明確に表示していなければならない</u> 」	意匠における「図面」は権利範囲を示すものであるため、左記は削除されるべきではないと考える。 なお、当該記載の削除が、部分意匠の導入による「意匠登録を受けようとする部分ではない破線部分」の表示に起因するものであるならば、本規定は、「図面は、意匠登録を受けようとする部分を明確に表示していなければならない」と修正するべきであると考えます。
第一部 第三章 4.4.1 製	『 <u>部分意匠専利を出願する場合、製品名称において保護を求める部分及びそれを含む製品全体を明記しなければならない。</u> 例え	製品名称として、保護を求める部分及びそれを含む製品全体を明記するとあるが、保護を求める部分が、例えば「自動車のドアか

品名称	<p>ば、「自動車のドア」、「携帯電話のカメラ」である。』</p> <p>の部分について、</p> <p>『部分意匠専利を出願する場合、<u>製品名称は「製品全体の名称」を明記する。</u>』と修正することを要望する。(下線部が修正箇所)</p> <p>また、この『保護を求める部分』の名称を明記しなければならない』を修正しない場合、名称の例示として「自動車のドア」、「携帯電話のカメラ」のみならず、例示を多く挙げていただきたい。</p>	<p>らフェンダーの一部、ボンネットの一部に掛かる部分」など適当な名称で表せない場合や、複数の部品をまたぐ範囲の場合などがある。また、イノベーションの結果として従来にない製品の部分意匠専利を出願する場合、保護を求める部分を明記したとしても理解することが困難となることが予測される。</p> <p>さらに、部分意匠の製品名称について、米国、欧州、日本などにこのような規定はないため、当該規定はハーモナイズの観点からも適切ではない。</p> <p>よって、部分意匠専利の製品名称は「製品全体の名称」を明記することとすべきである。</p> <p>また、これが認められない場合、どのような製品名称とすべきかわからない場合があるため、製品の一部だけの場合や、複数の部品をまたぐ範囲の場合も含めて、例示を多く挙げていただきたい。</p>
<p>第一部 第三章 4.4.2 意匠図面又は写真は写真</p>	<p>「保護を求める部分が立体的な形状を含む場合、提出した図面には当該部分を明確に表示する立体図を含まなければならない。」の部分について、削除を要望する。</p>	<p>製品分野によっては、立体図が製造上必要ではなく、意匠出願のために新たに立体図を作成する必要が生じる。</p> <p>また、立体図について、米国、欧州、日本などにこのような規定はないため、当該規定はハーモナイズの観点からも適切ではない。</p> <p>よって、当該規定は削除すべきである。</p>
<p>第一部分 第三章 4.4.2 意匠図面又は写真は写真</p>	<p>「実線と点線の組合せで保護を求める内容を表示する場合、実線は保護を求める部分を示し、点線はその他の部分を示す。その他の形態で保護を求める内容を表示することもできる。例えば、<u>コンピュータ・グラフィックス (CG) による図面において保護を求め</u> <u>る部分を色分けすること、単色で半透明なブロックで保護を求める部分を覆うこと</u>である。」</p> <p>と下線部を追加することを要望する。</p>	<p>現状の記載である「単色で半透明なブロックで保護を求める部分を覆うこと」は他国の部分意匠登録において一般的ではないため、国際ハーモナイズの観点から他国において一般的に用いられているCGに関する例示の追加を希望する。</p>

<p>第一部 第三章 4.4.3 簡単な説明</p>	<p>「(3) 必要に応じて、保護を求める部分意匠の用途を明記し、かつ、製品名称において反映される用途に対応しなければならない。」の部分について、削除を要望する。 代わりに、審査指南の適当な箇所に <u>「必要に応じて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面によって、保護を求める部分の用途を具体的に表す。」</u> と追記することを要望する。</p>	<p>意匠の内容は、願書の記載及び願書に添付した図面の両方が同時に参酌され、両方の内容を総合して理解されるものであることから、保護を求める部分の用途は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面を総合的に参酌した上で明らかになればよいと考える。 参考までに、日本の審査基準では『「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能』は「出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等で具体的に表すよう記載されている。 簡単な説明の欄に保護を求める部分の用途を明記させる当該規定を削除し、ハーモナイズの観点から日本の審査基準を参考にした規定の追記をすべきである。</p>
<p>第一部 第三章 4.5.2.1 グラフィカルユーザインターフェースを用いた製品を含むパターンによる出願</p>	<p>『出願人がグラフィカルユーザインターフェースの一部分で意匠専利を出願する場合、<u>製品名称においては、保護を求める部分を明記しなければならない。</u>例えば、「<u>携帯電話における移動決済用のグラフィカルユーザインターフェースの検索バー</u>」である。』 の部分について、 『出願人がグラフィカルユーザインターフェースの一部分で意匠専利を出願する場合、<u>製品名称は「製品全体の名称」又は「XX（製品名）のグラフィカルユーザインターフェース</u>』と明記する。』 と修正することを要望する。（下線部が修正箇所） また、このように修正されない場合、製品名称の例示として「携帯電話における移動決済用のグラフィカルユーザインターフェースの検索バー」以外にも例示を多く挙げていただきたい。</p>	<p>「第一部第三章 4.4.1 製品名称」の修正理由と同様な理由に基づき、当該規定は適切ではない。 すなわち、製品名称として、保護を求める部分明記しなければならないと規定するが、保護を求める部分が複雑な範囲となることがあり、適当な名称で表せない場合がある。また、イノベーションの結果として従来にない製品の部分意匠専利を出願する場合、保護を求める部分を明記したとしても理解することが困難となることが予測される。 さらに、部分意匠の製品名称について。米国、欧州、日本などにこのような規定はないため、当該規定はハーモナイズの観点からも適切ではない。 よって、意匠専利がグラフィカルユーザインターフェースの一部分である場合でも、製品名称は「グラフィカルユーザインターフェース」までで留めるべきである。 また、このように修正されない場合、例えば、複数の箇所をまたぐ範囲の場合や、GUI</p>

		の一部だけの範囲の場合にもどのような製品名称とするのか例示を多く挙げていただきたい。
第一部 第三章 4.5.2.1 グラフィカルユーザーインターフェースを用いた製品を含むパターンによる出願	「簡単な説明においては、保護を求める部分意匠の用途も明記しなければならない。」の部分について、削除を要望する。 代わりに、審査指南の適当な箇所に「 <u>出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面によって、保護を求める部分の用途を具体的に表す。</u> 」と追記することを要望する。	「第一部第三章 4.4.3 簡単な説明」の修正理由と同様な理由に基づき、当該規定は適切ではない。 すなわち、意匠の内容は、願書の記載及び願書に添付した図面の両方が同時に参酌されること、両方の内容を総合して理解されるものであることから、保護を求める部分の用途は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面を総合的に参酌した上で明らかになればよいと考える。 参考までに、日本の審査基準では『「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能』は「出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等で具体的に表すよう記載されている。 簡単な説明の欄に保護を求める部分の用途を明記させる当該規定を削除し、ハーモナイズの観点から日本の審査基準を参考にした規定の追記をすべきである。
第一部 第三章 4.5.2.2 グラフィカルユーザーインターフェースを用いた製品を含まないパターンによる出願	『出願人がグラフィカルユーザーインターフェースの一部分で意匠専利を出願する場合、 <u>製品名称においては、保護を求める部分を明記しなければならない。</u> 例えば、「 <u>電子機器における移動決済用のグラフィカルユーザーインターフェースの検索バー</u> 」である。』の部分について、 『出願人がグラフィカルユーザーインターフェースの一部分で意匠専利を出願する場合、 <u>製品名称は「XX（製品名）のグラフィカルユーザーインターフェース」と明記する。</u> 』と修正することを要望する。（下線部が修正箇所）	「第一部第三章 4.4.1 製品名称」の修正理由と同様な理由に基づき、当該規定は適切ではない。 すなわち、製品名称として、保護を求める部分明記しなければならないと規定するが、保護を求める部分が適当な名称で表せない場合がある。また、イノベーションの結果として従来にない製品の部分意匠専利を出願する場合、保護を求める部分を明記したとしても理解することが困難となることが予測される。 さらに、部分意匠の製品名称について、米国、欧州、日本などにこのような規定はないため、当該規定はハーモナイズの観点からも適切ではない。 よって、意匠専利がグラフィカルユーザーザイ

		ンターフェースの一部である場合でも、製品名称は「グラフィカルユーザインターフェース」までで留めるべきである。
第一部 第三章 4.5.2.2 グラフィカルユーザインターフェースを用いた製品を含まないパターンによる出願	「簡単な説明においては、保護を求める部分意匠の用途も明記しなければならない。」の部分について、削除を要望する。 代わりに、審査指南の適当な箇所に「 <u>出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面によって、保護を求める部分の用途を具体的に表す。</u> 」と追記することを要望する。	「第一部第三章 4.4.3 簡単な説明」の修正理由と同様な理由に基づき、当該規定は適切ではない。 すなわち、意匠の内容は、願書の記載及び願書に添付した図面の両方が同時に参酌されること、両方の内容を総合して理解されるものであることから、保護を求める部分の用途は、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面を総合的に参酌した上で明らかになればよいと考える。 参考までに、日本の審査基準では『「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能』は「出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等で具体的に表すよう記載されている。 簡単な説明の欄に保護を求める部分の用途を明記させる当該規定を削除し、ハーモナイズの観点から日本の審査基準を参考にした規定の追記をすべきである。
第一部 第三章 4.5.3 動的グラフィカルユーザインターフェース	「動的グラフィカルユーザインターフェースに関しては、出願人はグラフィカルユーザインターフェースの <u>初期状態に係る面</u> についての図面を正面図として提出しなければならない。」の部分について、 『動的グラフィカルユーザインターフェースに関しては、出願人はグラフィカルユーザインターフェースの「 <u>意匠登録を受けようとする画面の中で、最初に現れる画面</u> 」についての図面を正面図として提出しなければならない。』と修正することを要望する。(下線部が修正箇所)	「初期状態」を起動時の画面と解釈した場合、起動時の画面から「意匠登録を受けようとする画面」に辿り着くまでの変化の過程を変化状態図として提出する必要がある。そうすると、「意匠登録を受けようとする画面」とは無関係な変化状態図が多数提出されることとなり、意匠の内容の理解を妨げるおそれがある。 「初期状態」なる用語が不明瞭であるため、明確にするよう修正すべきである。
第一部 第三章	動的 GUI において、「完全な変化過程を唯一に確定するものでなければならない。」	動的 GUI については、必ずしも変化過程が唯一ではない、複数の変化パターンを有す

4.5.3 動的グラフィカルユーザーインターフェース	とあるが、提出図面に示した画像間における柔軟な変化を認めていただきたい。	るものがある。例えば、変化状態1～3がある画像において、状況に合わせて変化状態が1→2→3となる場合もあれば、1→3や、1→3→2となる場合もある。そのような場合に、変化状態図として開示していれば、その中での柔軟な変化については保護を認めていただきたい。
第一部 第三章 4.5.3 動的グラフィカルユーザーインターフェース	「国務院専利行政部門が必要であると判断した場合は、動的グラフィカルユーザーインターフェースの変化の過程を明示する動画のファイルの提出を意匠専利出願人に求めることができる。」 の部分について、削除を要望する。	仮に、国務院専利行政部門が、動画ファイルによって変化の過程を理解したとしても、一般の者は動画ファイルを閲覧することができない。意匠登録公報のみを閲覧して意匠の内容を理解できないものは、権利として不適当だと考える。 さらに、米国、欧州、日本などにこのような規定はないため、当該規定はハーモナイズの観点からも適切ではない。 よって、当該規定は削除すべきである。
第一部 第三章 5.2 優先権主張	「意匠専利出願で優先権を主張する場合、 <u>先の出願の主題は発明又は実用新案専利出願の添付図面において表示される主題、又は意匠専利出願の主題でなければならない。</u> 」 の部分について、 「意匠専利出願で優先権を主張する場合、 <u>先の出願の主題は、先の出願の願書の記載及び願書に添付した図面から当業者が認識できるものでなければならない。なお、意匠専利出願は下記のものであってはならない。</u> <u>(1) 全体意匠を部分意匠に変更するもの</u> <u>(2) 部分意匠を全体意匠に変更するもの</u> <u>(3) 同一製品の全体における特定の部分意匠を別の部分意匠に変更するもの</u> 」 と修正することを要望する。(下線部が修正箇所)	先の出願の願書の記載及び願書に添付した図面において当業者が認識できる内容は、先の出願に含まれる創作であることから、これを優先権主張した意匠専利出願を認めるべきと考える。 よって、意匠専利出願で優先権主張する場合の先の出願の主題は、「先の出願の願書の記載及び願書に添付した図面から当業者が認識できるもの」と修正すべきである。 また、左記(1)～(3)は、意匠の保護を求める部分が異なる別の意匠であり、優先権主張を認めるべきではないため、明記されるべきであると考え。 「10.1 出願人の自発的補正」においても左記左記(1)～(3)が認められないことが明記されているため、本項においても明記されるべきである。
第一部 第三章 7.4 意匠	「(10) 製品において、相対的に分割可能で独立した領域又は相対的に構成が完全な設計ユニットを形成できない部分意匠。例え	意匠専利権を付与しない状況に該当するとして(10)が例示されている。 しかし、新規な創作が、相対的に分割可能で

<p>専利権を付与しない場合</p>	<p>ば、コップ取っ手の屈折した輪郭線、メガネレンズの任意の不規則な部分である。」の部分について、削除を要望する。</p>	<p>独立した領域又は相対的に構成が完全な設計ユニットの単位で必ずしも行われていない実体がある。従って、創作を保護するために、創作し保護したい部分を出願人が定めることが適当だと考える。</p> <p>また、相対的に分割可能で独立した領域又は相対的に構成が完全な設計ユニットの単位ではない創作が、製品の誤認混同の防止に寄与するケースもあり、その観点からしても(10)に例示の創作は保護が必要である。加えて、(10)の例示に対して権利付与されないと、正規品の分割可能な単位よりさらに細かく分割した単位で模倣品が流通された場合に、正規品の意匠専利権が及ばない可能性があると考えられる。</p> <p>さらに、米国、欧州、日本などにこのような規定はないため、当該規定はハーモナイズの観点からも適切ではない。</p> <p>よって、以上の理由に基づき、当該規定は削除すべきである。</p>
<p>第一部 第三章 7.4 意匠専利権を付与しない場合</p>	<p>「(11) 専利保護を求める部分意匠が製品の表面の図案又は図案と色彩の組合せの設計だけであるもの。例えば、バイクの表面の図案である」の部分について、削除を要望する。</p>	<p>意匠専利権を付与しない状況に該当するとして(11)が例示されている。新規な創作部分が製品のラベルやパッケージの図案である場合もあるため、そうした部分の創作も尊重されるべきである。さらには、そうした部分の創作が製品の誤認混同の防止に寄与するケースもあるため、その観点からしても保護が必要である。</p> <p>さらに、米国、欧州、日本などでもこのような規定はないため、当該規定はハーモナイズの観点からも適切ではない。</p> <p>よって、当該規定は削除すべきである。</p>
<p>第五部分 第七章 8. 審査の順番 8.3 遅延審査</p>	<p>「遅延期間の満了前に、出願人は遅延審査請求の撤回を請求でき、<u>規定に適合する場合</u>、遅延期間は終了し、専利出願は順番で審査を待つ。」の部分について、「規定に適合する場合」とあるが、どのような規定を指しているのか、明確に規定する</p>	<p>出願人が遅延審査請求の撤回を請求した場合の要件について、「規定に適合する場合」とあるがどのような規定を指しているのか不明確である。</p>

	ことを要望する。	
第五部分 第七章 8. 審査の 順番 8.3 遅延 審査	「同一出願人が同日（出願日のみを指す）に同様の発明創造について実用新案を出願し、さらに特許を出願した場合、通常、すでに特許権を取得している実用新案に対応する発明特許出願について遅延審査し、遅延期間は通常4年間とする。」の部分について、「 <u>出願人が遅延審査の撤回を請求した場合を除く</u> 」の追記を要望する。	同様の発明創造を実用新案と発明特許について出願した場合、発明特許出願について遅延期間を4年間としているが、そもそも実用新案と発明特許を同時に申請する発明創造は重要なものであり、発明特許についての4年間の遅延期間は長すぎる。遅延期間が長すぎて困る事情が生じた場合の救済措置が必要である。 また、「第五部分第九章 2. 特許権付与期間の補償」の規定に「同一出願人が同日に同様の発明創造について実用新案を出願し、さらに発明特許を出願し、かつ実用新案特許出願に特許権を付与された場合、当該発明特許権付与期間は補償しない。」とあるように、審査遅延した上で権利付与期間の補償もしないのは、理不尽である。権利付与期間の補償をしないのであれば、遅延審査を撤回する権利を与えるべきである。 以上の理由により、4年間の遅延期間に対して、出願人による遅延審査の撤回の請求を可能とすべきである。
第五部分 第十章 2.3 特許 権評価報 告請求書	「(3) 請求者が潜在的被疑侵害者である場合、 <u>弁護士書簡などの証明書類</u> を提出しなければならない。」が追記されたが、「 <u>弁護士書簡などの証明書類</u> 」とはどのような書類を指すのか不明確であるので、具体的な書類内容を例示することを要望する。	潜在的被疑侵害者が特許権評価報告を請求する場合に要件となる「 <u>弁護士書簡などの証明書類</u> 」の書類内容が不明確である。
第五部分 第十章 4.2 特許 権評価報 告の発送	「請求者が特許権者ではない場合、国家知識産権局は特許権評価報告の <u>作成状況</u> を特許権者に告知しなければならない。」の部分について、「 <u>作成状況</u> 」とは如何なる告知であるか。どの時期に告知されるのか不明確であるので、告知される「 <u>作成状況</u> 」の内容と告知時期を明記すべきである。 「 <u>作成状況</u> 」の内容としては、「特許権評価	特許権評価報告請求について、請求者が特許権者ではない場合、国家知識産権局は特許権評価報告の作成状況を特許権者に告知するとあるが、「 <u>作成状況</u> 」の内容と告知時期が不明確である。 特許権者ではない第三者よる特許権評価報告請求は特許権に係る紛争に関係する場合があることから、特許権者は自らの特許権に対して評価報告請求があった事実関係を



	<p>報告請求書」の写し又は副本を含むことを要望する。</p> <p>「作成状況」の告知時期としては、「専利権評価報告請求書」の提出後に速やかな告知を要望する。</p>	<p>知る権利があるものとする。そのために、被請求のあった専利権番号、請求者の名称について専利者に告知されるべきであり、専利権評価報告書の写し又は副本が専利権者に告知内容として送付されることが望ましいと考える。また、告知時期は、専利権者と請求者との紛争にも関係するところから、専利権評価報告書の提出後、速やかに専利権者に告知されるべきである。</p>
<p>第六部分 第二章 5.6 専利法 31 条 2 項に基づく審査</p>	<p>2 以上の意匠を含む意匠国際出願について、</p> <p>「出願人は分割出願を行うことができる」とあるが、分割出願をしなくても別個の意匠出願として取り扱うことを要望する（但し、類似意匠を含む意匠出願は除く）。</p>	<p>ハーグに加盟国には、多意匠 1 出願を認めている国も多く、また、日本のように認めていなくても国内移行時に便宜的に 1 意匠 1 出願として取り扱う国もある（意匠法 60 条の 6 第 2 項）。2 以上の意匠を含む場合に分割出願をしないといけないとなると出願人の負担が大きいため、便宜的に 1 意匠 1 出願として取り扱う運用としていただきたい。</p>

以上